

# 【佐野市】要配慮者利用施設管理者向け避難確保計画作成説明会

＜＜ 佐野市・栃木県・宇都宮地方気象台・渡良瀬川河川事務所が連携 ＞＞参考資料 8

平成28年8月の台風10号により、岩手県小本川が氾濫し「グループホーム楽ん楽ん」において大きな被害が発生

平成29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」の改正により、洪水浸水想定区域内、土砂災害(特別)警戒区域内にあり、市町村地域防災計画で定められた要配慮者利用施設については、「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」が義務化

- 日 時：平成31年3月15日(金)15:30～
- 場 所：佐野市役所6階 大会議室A・B・C・D
- 説明内容：1. 気象情報の活用について＜宇都宮地方気象台＞  
2. 洪水浸水想定区域について＜渡良瀬川河川事務所＞  
3. 土砂災害警戒区域について＜栃木県＞  
4. 避難確保計画の作成・避難訓練について＜佐野市＞
- 参加した施設：対象138施設のうち115施設(83.3%)が説明会へ参加



参加者の様子



佐野市による説明



栃木県による説明



渡良瀬川河川事務所による説明